



佐賀県公報

平成19年
8月6日
(月曜日)
第 12939号

目 次

(◎印は、県例規集に登載するもの)

- 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止

(四一二・地域福祉課)一
(四一三・〃)一

- 生活保護法に基づく医療機関の指定

- 生活保護法に基づく施術機関の指定

- 公有水面埋立てに関する工事の竣工認可

- 道路の区域の変更

- 道路の供用開始

- 字の区域の変更

- 告 示

-

●佐賀県告示第四百十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、同次とのおり指定医療機関から廃止の届出があつた。

平成十九年八月六日

佐賀県知事 古川 康

名 称

小田倉内科小児科

浦歯科医院

医療法人健・美・食村

田歯科医院唐津

みやき歯科クリニック

三養基郡みやき町大字原古賀三九四番地

所 在 地

唐津市大名小路三〇八番八

佐賀市兵庫南四丁目三一八番地

唐津市鏡一八七〇番地一

唐津市鏡一八七〇番地一

三養基郡みやき町大字原古賀三九四番地

廢 止 年 月 日

平成一九・七・一

平成一九・九・一

平成一九・六・八

平成一九・六・一

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
小田倉内科小児科	唐津市大名小路三〇八番六	平成一九・七・二
医療法人浦歯科医院	佐賀市兵庫南四丁目一番二九号	平成一八・九・一
阿部歯科医院	佐賀市兵庫南三丁目一四番一八号サン ジユール兵庫南一〇二	平成一九・七・二
イターナル歯科クリニック	佐賀市白山一丁目七番三二号	"
ゆめ咲歯科クリニック	佐賀市兵庫町大字藤木八二二番二	平成一九・七・六
さつきデンタルケア	鳥栖市藏上二丁目一六四番地	"
みやき歯科クリニック	三養基郡みやき町大字原古賀三九四番地一	平成一九・六・一
中央薬局嬉野店	伊万里市立花町二七四九番地四	平成一九・七・一
嬉野市嬉野町大字下宿乙九〇六番地	小城市三日月町久米一二九五番地二	平成一九・六・一
		平成一九・六・二

●佐賀県告示第四百十三号
生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、同法による医療扶助のための医療を担当する機関として、次の医療機関を指定した。
平成十九年八月六日

佐賀県知事 古川 康

らいふ薬局高木瀬店	佐賀市高木瀬東二丁目四番八号	平成一九・五・一
らいふ薬局木原店	佐賀市木原二丁目一七番一〇号	"
らいふ薬局唐津東町店	佐賀市巨勢町大字修理田一二二六番地四	"
中央薬局嬉野店	嬉野市嬉野町大字下宿乙二一八七番地四	平成一九・六・二
嬉野市嬉野町大字下宿乙二一八七番地四	平成一九・六・二	"

●佐賀県告示第四百四十四号

生活保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、同法による医療扶助のための施術を担当する機関として、次の施術機関を指定した。

平成十九年八月六日

佐賀県知事 古川 康

名 称	所 在 地	指定年月日
あいうら接骨院・鍼灸院	小城市三日月町金田一〇五六番地一	平成一九・七・一七
北村整骨院	佐賀郡川副町大字南里三六七番地八	平成一九・六・五
りほん整骨院	三養基郡基山町大字宮浦二五九番地四三	平成一九・五・一三

●佐賀県告示第四百五十五号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二十二条第一項の規定により、次のとおり公有水面埋立てに関する工事の竣工を認可した。

平成十九年八月六日

佐賀県知事 古川 康

一 竣功認可年月日 平成十九年七月二十六日

二 免許を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名

(一) 住所 唐津市西城内一番一号

(二) 名称 唐津市

(三) 代表者の氏名 唐津市長 坂井 俊之

三 埋立区域及び面積

(一) 位置

佐賀県唐津市肥前町大字杉野浦字水ノ浦一九〇番二、一九〇番三、一九〇番九及び一九一番三並びに大字湯野浦字羽鶴六七五番一及び六七六番一に隣接する道路の地先の公有水面

(二) 区域

次の各地点を順次に直線で結んだ線及び①の地点と②の地点とを結ぶ春分・秋分の満潮位(DLプラス二・七メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

①の地点 佐賀県唐津市肥前町大字杉野浦字沖口二六一番内の四等三角点

(北緯三三度二三分四二秒、東経一二九度五二分二七秒)から二

②の地点 ①の地点から二三七度二〇分三〇秒三〇・一〇メートルの地点

③の地点 ②の地点から一三一度三〇分五〇秒二六・三三メートルの地点

④の地点 ③の地点から二三七度五九分四〇秒一・七一メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から二三二度二十四分五〇秒一・八〇メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から二二六度五四分五〇秒一・七七メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から二一〇度一三分四〇秒一・七五メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から二〇六度五一分三〇秒一・八四メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から二〇二度四三分一〇秒一・八一メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から一九五度五一分五〇秒一・七五メートルの地点

⑪の地点 ⑩の地点から一九一度二六分〇〇秒一・八三メートルの地点

⑫の地点 ⑪の地点から一八七度一八分五〇秒一・七七メートルの地点

⑬の地点 ⑫の地点から一七八度三〇分三〇秒三・五三メートルの地点

⑭の地点 ⑬の地点から一六八度五六分三〇秒一・七八メートルの地点

⑮の地点 ⑭の地点から一六四度一四分一〇秒三・五四メートルの地点

⑯の地点 ⑮の地点から一五四度一六分一〇秒三・五三メートルの地点

⑰の地点 ⑯の地点から一四六度二九分一〇秒一・八一メートルの地点

⑱の地点 ⑰の地点から一三九度三五分一〇秒一・七四メートルの地点

⑲の地点 ⑱の地点から一三四度三三分五〇秒一・七九メートルの地点

⑳の地点 ⑲の地点から一二九度〇〇分〇〇秒一・七三メートルの地点

㉑の地点 ㉐の地点から一二七度一〇分三〇秒六・九六メートルの地点

②②の地点	②②の地点から一二五度一〇分五〇秒三・五一メートルの地点
②③の地点	②③の地点から一二三度五七分二〇秒六・九九メートルの地点
②④の地点	②④の地点から一二三度五七分二〇秒六・九九メートルの地点
②⑤の地点	②⑤の地点から一二三度二〇分三〇秒一五・七二メートルの地点
②⑥の地点	②⑥の地点から一二六度五四分二〇秒二二・八〇メートルの地点
②⑦の地点	②⑦の地点から一二三度二八分五〇秒四・二三メートルの地点
②⑧の地点	②⑧の地点から一二〇度二七分四〇秒三・六一メートルの地点
②⑨の地点	②⑨の地点から一一七度一分五〇秒三・五三メートルの地点
②⑩の地点	②⑩の地点から一一四度四五分〇〇秒三・四九メートルの地点
②⑪の地点	②⑪の地点から一一三度二九分三〇秒三・五三メートルの地点
②⑫の地点	②⑫の地点から一一〇八度二四分四〇秒三・六一メートルの地点
②⑬の地点	②⑬の地点から一〇五度五四分四〇秒三・六〇メートルの地点
②⑭の地点	②⑭の地点から一〇三度五五分四〇秒三・六〇メートルの地点
②⑮の地点	②⑮の地点から一〇一度二九分三〇秒一・八〇メートルの地点
②⑯の地点	②⑯の地点から一〇一度三八分〇〇秒五・三〇メートルの地点
②⑰の地点	②⑰の地点から一〇一度三八分〇〇秒五・三〇メートルの地点
②⑱の地点	②⑱の地点から一〇五度二七分二〇秒一・七七メートルの地点
②⑲の地点	②⑲の地点から一〇八度二一分〇〇秒五・三三メートルの地点
②⑳の地点	②⑳の地点から一一四度三〇分〇〇秒七・一〇メートルの地点
②㉑の地点	②㉑の地点から一二一度四〇分五〇秒五・三一メートルの地点
②㉒の地点	②㉒の地点から一二四度四四分五〇秒一〇・二九メートルの地点
③ 面積	八四三・一四平方メートル
四 埋立ての免許年月日及び番号	(一) 免許年月日 平成十五年十月十六日 (二) 番号 佐賀県指令十五河第十二号
五 唐津市 公有水面埋立法第二十二条第三項に規定する市町村名	

●佐賀県告示第四百十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十九年八月六日から平成十九年九月五日まで佐賀県交通政策部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年八月六日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道 路 の 区 域		変更前 後の別	幅員 メートル	延長 メートル
	区間	区間			
一般国道 四九八号	武雄市若木町大字川吉字荒川原 五八〇三番一地先から 武雄市若木町大字川吉字荒川原 五七六四番地先まで	武雄市若木町大字川吉字荒川原 五八〇三番一地先から 武雄市若木町大字川吉字荒川原 五七六四番地先まで	前	一九・七 九・六	一九・七 二二二・六
			後		
			九・八	一九・七 九・六	二二二・五

○佐賀県告示第四百十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十九年八月六日から平成十九年九月五日まで佐賀県交通政策部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年八月六日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 四九八号	武雄市若木町大字川吉字荒川原五八〇三番一地先から 武雄市若木町大字川吉字荒川原五七六四番地先まで	平成一九・八・六

●佐賀県告示第四百十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十九年八月六日から平成十九年九月五日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年八月六日

佐賀県知事 古川康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 二六四号	佐賀市八丁畷町一八番一地先から 佐賀市神野東一丁目八〇番三地先まで	平成一九・八・六

●佐賀県告示第四百十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、佐賀市の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨、同市長から届出があつた。

右の処分は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

平成十九年八月六日

佐賀県知事 古川康

区域を変更する字の名称	同上に編入する区域
三瀬村杠字詰ノ瀬	三瀬村藤原字大谷三九六〇一及びこれに伴う道路の区域